

配偶者を扶養申請する場合に必要な添付書類（送付票）

（手当申請と地共済への申請を同時に行う場合、地共済への提出書類は省略可）

提出書類の口にチェック☑し、申請者情報を記入の上、提出書類とあわせて総務サービス課へお送りください。
 （注）アルバイトを行うようになる等、収入状況に変更があった場合は、取消申請が必要となるときがありますので、必ず総務サービス課へ御相談ください。

提出書類（必須）	様式
☐ ① 扶養に関する申立書（指定様式）	申立書
☐ ② 3ヶ月以内に発行の住民票【原本】 （配偶者記載・続柄記載・個人番号省略） ※世帯分離又は別居されている場合は、戸籍謄本【原本】も併せて提出	
☐ ③ 市町村長が発行する配偶者の令和6年度所得(課税)証明書【原本】 ※取得できる最新のもの ※収入が0円の場合、「0円」と記載されたものを提出	
☐ ④ 健康保険資格喪失証明書【原本】 ※国民健康保険に加入している場合は 「健康保険証」または「資格確認書」の写し ※手当申請には添付不要	
☐ ⑤ 個人番号報告書【原本】 ※個人番号の登録は別途SSCにて行うこと ※手当申請には添付不要	個人番号 報告書
☐ ⑥ 国民年金第3号被保険者関係届（指定様式） ☐ 配偶者の基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳、ねんきん定期便等の写し） ※配偶者が20歳以上60歳未満の場合のみ提出。手当申請には添付不要。	3号関係届

以下に該当する場合は、上記に加えて下記書類の提出が必要です。必ずご確認ください。

＜該当する方のみ＞	様式
☐ ⑦ アルバイト、パート等の給与収入がある場合は、雇用条件の記載がある雇用契約書 等 ※雇用契約書等で収入金額が確認できない場合は、直近3か月の給与明細の写し 等	
☐ ⑧ 年金収入がある場合は、直近の年金額改定通知書、年金証書[写し] 等	
☐ ⑨ ⑦⑧以外の収入がある場合は、収入の内容が確認できる書類 等	
☐ ⑩ 雇用保険受給待期間中/受給中（日額限度額未満）/1年以内に受給終了又は放棄した場合は 雇用保険受給資格者証（第1面～第4面の写し） ※「雇用保険待機中」の場合、雇用保険受給資格者証が発行されるまでの間、 離職票1・2[写し]で一時的に代替可 ※「雇用保険受給終了」の場合、受給終了日が確認できるもの ※「雇用保険放棄」の場合、離職票1・2の原本	
☐ ⑪ 育児休業取得中の配偶者を申請する場合、育児休業の取得が確認できる書類 ※配偶者が大阪府職員で小・中・高校、警察以外に所属する場合は省略可 ☐ 育児休業中に支給される手当金（給付金）等の額が確認できる書類	

★上記の他、状況に応じて、確認のため追加書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

申請者情報	申請の有・無に○を記入	扶養手当申請（有・無）	地共済申請（有・無）	
	電子申請日	年 月 日	年 月 日	
	所属		職員番号	
	氏名		連絡先(内線)	